

(案) 千葉市〇〇プラン(平成27～29年度) **目次**

～第3期千葉市地域福祉計画～

第1章 千葉市〇〇プラン(地域福祉計画)とは

1	千葉市〇〇プランの策定について	1-1
2	千葉市〇〇プランの位置づけ	1-2
3	他計画との関係	1-3

第2章 地域福祉の現状と経緯

1	千葉市を取り巻く環境	2-1
2	これまでの取組みと今後の課題	2-5

第3章 千葉市〇〇プランの概要

1	千葉市〇〇プランの基本的な考え方	3-1
2	千葉市〇〇プランの特徴	3-1
3	施策の体系	3-2
4	計画期間	3-3
5	計画策定の経緯	3-3

第4章 市の取組み(公助の取組み)

1	利用しやすいサービスの実現	4-1
2	くらしを守る取組み	4-2
3	民間との連携協働と活動支援	4-4
4	交流の機会創出と社会参加の促進	4-5
5	支え合いの仕組みづくり	4-6
6	福祉教育と人材育成	4-8
7	くらしやすい環境づくり	4-9

第5章 地域の取組み(自助・共助の取組み)

1	区〇〇プランについて	5-1
2	計画期間	5-1
3	区〇〇プランのポイント	5-2
●	中央区〇〇プラン	5-3
●	花見川区〇〇プラン	5-5
●	稲毛区〇〇プラン	5-7
●	若葉区〇〇プラン	5-9
●	緑区〇〇プラン	5-11
●	美浜区〇〇プラン	5-13

第6章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策

取組みテーマ①	交流の機会創出と社会参加の促進	6-2
取組みテーマ②	健康づくり	6-3
取組みテーマ③	相談体制と情報提供の充実	6-4
取組みテーマ④	要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化	6-5
取組みテーマ⑤	見守り体制の構築	6-6
取組みテーマ⑥	防犯に対する取組み	6-7
取組みテーマ⑦	防災に対する取組み	6-8
取組みテーマ⑧	福祉教育・啓発	6-9
取組みテーマ⑨	人材確保とボランティア活動の促進	6-10

第7章 千葉市〇〇プランの推進に向けて

1	プランの推進体制	7-1
2	プランの推進状況の検証	7-2

資料編

I	千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧	
II	各区地域福祉計画推進協議会委員一覧	
III	各種統計データ	
IV	地域福祉に関するアンケート調査	
V	パブリックコメント	

ー 第1章 千葉市〇〇プラン（地域福祉計画）とは ー

1 千葉市〇〇プランの策定について

（１） プラン策定の趣旨・目的

近年、少子超高齢化の急速な進行や核家族化、都市化の進展など社会状況が大きく変化する中で、地域においては、ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化、プライバシーへの配慮などから、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になっている状況があります。

一方、市民生活に関するニーズは複雑化・多様化してきており、公的サービスだけでは対応することが難しい新たな生活課題も増加しています。

このため、行政にはこれまで以上によりきめ細やかな公的サービスの提供が求められますが、それだけでは生活課題の解決を図ることが難しい状況もあり、地域においても地域住民、地域の様々な団体・組織、行政が適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいただく必要があります。

本市では平成18～22年度を計画期間とする「花の都・ちば ささえあいプラン（第1期千葉市地域福祉計画）」、平成23～26年度を計画期間とする「第2期千葉市地域福祉計画」を策定し、すべての市民が地域で安心して自分らしく生活を続けられる地域社会の実現を目指し、市民と行政が連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりに取り組んできました。

このたび、地域情勢の変化や過去の地域福祉の取組み状況、計画推進の成果と課題などを踏まえ、本市の地域福祉の取組みがさらに発展し推進されるよう、千葉市〇〇プラン（第3期千葉市地域福祉計画）を策定しました。

（２） プラン策定に必要な視点

「地域福祉」とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して、地域の生活課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いの地域社会を作ることです。

特に、現代社会における複雑化・多様化する市民ニーズに対応するためには、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を活かした役割を果たしながら生活課題の解決に向けて努力していく必要があります。

そのため、「自助・共助・公助」が相互に連携し補完し合うことは、地域福祉の推進のために大切な視点です。

○ **自助とは**

市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のことです。

○ **共助とは**

自助では対応できない生活課題等について、個人や地域の団体・組織による支え合い、助け合いにより解決を図っていく活動のことです。

○ **公助とは**

行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付、まちの基盤整備などの事業・施策のことです。

2 千葉市〇〇プランの位置付け

千葉市〇〇プランは社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として策定されたものです。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 他計画との関係

(1) 市の個別計画との関係

本市では、千葉市基本構想で定める基本目標等を実現するため、「千葉市新基本計画」を策定し、少子超高齢化や人口の減少など、社会構造の大きな転換期において10年後、20年後を見据え、本市の未来を豊かにするための基本方針や今後の施策展開の方向性などを示しています。

また、新基本計画を具体的かつ計画的に推進するため「第2次実施計画」を定め、新基本計画の施策体系に合わせた具体的な取組みを示しています。

千葉市〇〇プランは、「千葉市新基本計画」及び「第2次実施計画」を上位計画とし、保健・医療・福祉という生活関連分野において、最も身近な生活に関連している個別計画（高齢・障害・児童等）を地域福祉という視点で整理するとともに、他の教育やまちづくりといった生活関連分野との連携により、地域社会の課題解決へ向けた体制づくりを進める計画です。

(2) 千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

千葉市社会福祉協議会では、基本理念「共に手を携える福祉社会の実現」に向けて、基本目標と施策の方向を定めた「第2期地域福祉活動基本計画（平成23～32年度）」と、その具体的施策を定めた「第2次地域福祉活動実施計画（平成27～29年度）」を策定しています。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉活動のさまざまな担い手が相互に協力して取り組む民間の行動計画です。

「千葉市〇〇プラン」と同様に地域住民の参加を得て地域福祉の推進を目的に策定されていることから、両計画は互いに補完・連携し一体的な推進を図っていく必要があります。

なお、本プラン第6章においては、区〇〇プランの推進について、市社協の支援と同会の地域福祉に関する活動主体としての取組項目を掲載しています。

地 域 福 祉 活 動 計 画

基本理念 共に手を携える福祉社会の実現に向けて

基本目標1 福祉コミュニティを支えるところづくり

- (1) 情報のキャッチボール (2) 福祉教育の推進

基本目標2 たすけあい支え合いのしくみづくり

- (1) 小地域福祉活動の活性化 (2) ボランティア活動の促進

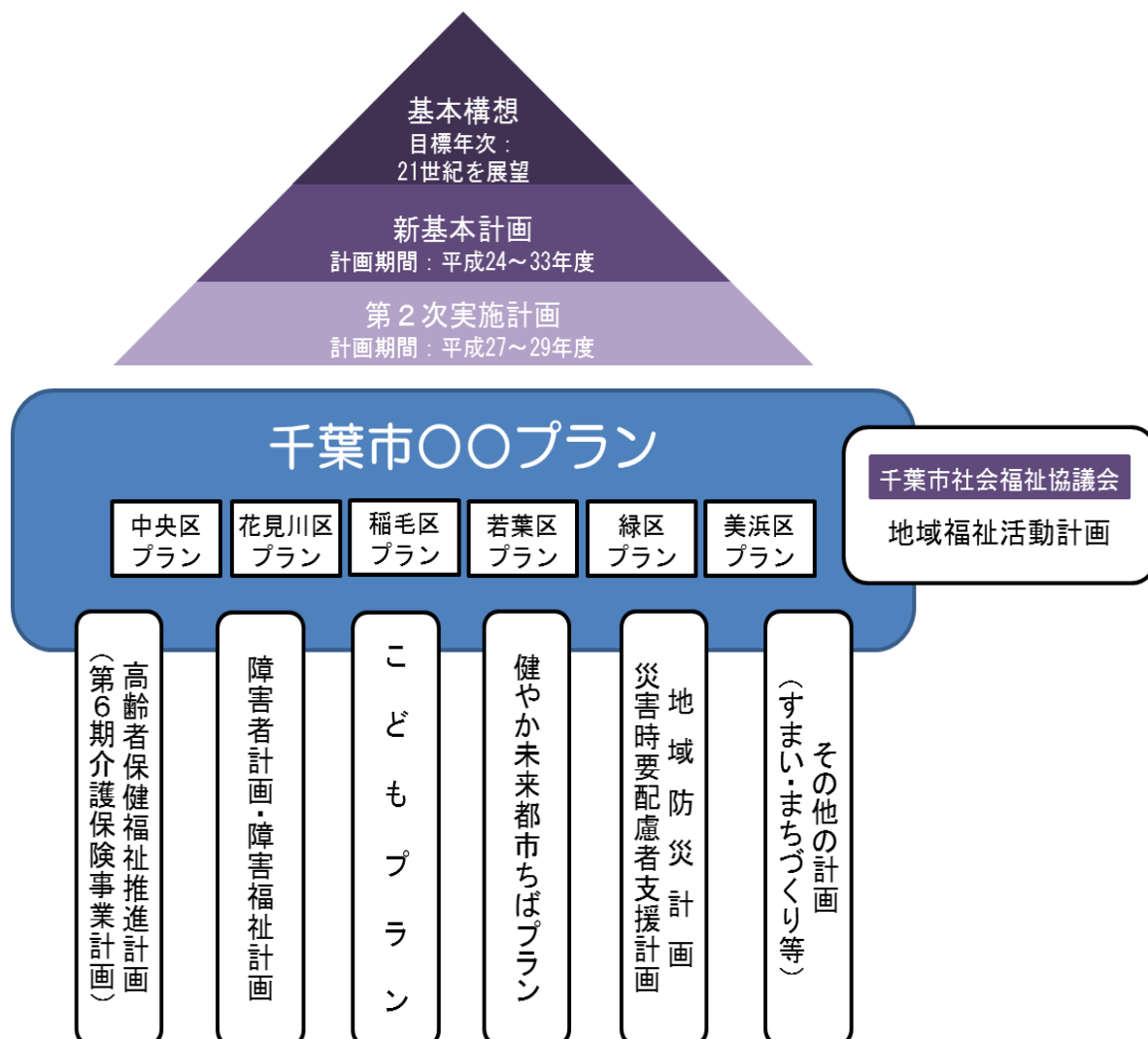
基本目標3 安心して暮らすための生活支援の充実

- (1) 権利擁護の充実 (2) 在宅福祉サービスの充実・支援 (3) 子育て支援
(4) 生活安定のための支援 (5) 福祉施設や団体との連携・支援 (6) 人材育成のための研修の充実

基本目標4 市民に顔の見える社会福祉協議会をめざして

- (1) 広報活動の充実 (2) 体制の充実・強化

【千葉市〇〇プランと他計画の関係（イメージ）】



— 第2章 地域福祉の現状と経緯 —

1 千葉市を取り巻く環境

(1) 少子超高齢化の進展と人口減少社会の到来

① 総人口と高齢者数の推移

本市の総人口は、平成26年〇月〇日現在、〇〇〇, 〇〇〇人となっており、そのうち65歳以上の高齢者数は〇〇〇, 〇〇〇人で全体の〇〇%、75歳以上の後期高齢者数は〇〇〇, 〇〇〇人で全体の〇〇%を占めています。

今後も高齢化率は上昇していく一方で、総人口は平成32年にピークを迎え、その後は緩やかに減少していく見込みとなっています。

千葉市人口（高齢化率）の推移（グラフ）

② ひとり暮らし高齢者数の増加

近年は家族形態の変化により、核家族世帯や単身世帯が増加しています。

それに伴い、高齢者の単身世帯も増加しており、平成26年〇月現在、〇〇〇, 〇〇〇人で・・・・・・

高齢者の単身世帯数の推移（グラフ）

(2) 要支援者の状況

① 要支援・要介護認定者の状況

平成26年〇月〇日現在の要支援・要介護認定者数は〇〇〇〇人で、・・・
要介護度別にみると、・・・

要支援・要介護認定者数の推移（グラフ）

② 認知症高齢者の状況

人口の急速な高齢化に伴い、身近な地域での支援が必要とされる認知症高齢者の数も増加しており、今後も更なる増加が見込まれています。

認知症高齢者数の推移（グラフ）

③ 障害者の状況

身体障害者、知的障害者及び精神障害者は・・・

障害者数の推移（グラフ）

④ 生活保護受給者の状況

生活保護の受給者・世帯は経済・雇用情勢の悪化や高齢化等を要因として、増加傾向が続いています。

生活保護受給者数・世帯の推移（グラフ）

（３）地域福祉を支える活動者の状況

① 町内自治会の団体数と加入率の推移

町内自治会の団体数は増加傾向にありますが、加入率は・・・

町内自治会の団体数と加入率の推移（グラフ）

② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の相談支援件数の推移（グラフ）

③ 社会福祉協議会地区部会の団体数と加入率の推移

社会福祉協議会地区部会の団体数は・・・

また、地区部会への加入率は・・・

社協地区部会の団体数と加入率の推移（グラフ）

④ ボランティアの登録者数

千葉県ボランティアセンターの登録者数は・・・

ボランティアの登録者数の推移（グラフ）

（４）市民意識

インターネットモニターアンケート調査結果
（データ）

2 これまでの取組みと今後の課題

(1) 地域における主な活動主体とその役割

地域では、様々な個人や団体が多様な活動に取り組んでおり、地域の課題の発見、支え合いの仕組みづくり、専門機関への繋ぎなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

① 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられ、設置されています。

それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

千葉市社会福祉協議会は、「共に手を携える福祉社会の実現」に向けて、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

② 社会福祉協議会地区部会

社会福祉協議会地区部会は、千葉市社会福祉協議会の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、平成27年3月現在で〇〇地区部会があります。

概ね中学校区を単位として、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPO、学校、PTA、赤十字奉仕団等、地域で活動する個人や団体で構成されており、ふれあい・いきいきサロン、ふれあい食事サービスなど社協と協力して地域の福祉活動を推進しています。

区〇〇プランでは、重点取組項目を推進するために、地域において中心となる組織として位置づけられています。

③ 町内自治会

町内自治会は、一定の地域に住む人たちが、明るく住み良い豊かなまちづくりを目指し、地域における生活上の問題、身近な環境整備や地域の防犯、福祉などいろいろな問題の解決に取り組むとともに、夏祭りや運動会等いろいろなレクリエーションを通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。

平成27年3月現在で〇〇団体あり、その役割は、①親睦と連帯、②住民要求の反映、③地域課題の発見と解決、④地域内の利害等の調整、⑤生活環境の改善、⑥市政への参加などで、これらを円滑に推進することにあります。

これらは、住民の自発的な盛り上がりによる意見の集約を通じて行われるべきであり、特に「市民主体のまちづくり」という点から、地域福祉の推進に重要な役割を果たすことが期待されます。

④ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者（児）、高齢者、母子世帯等、援護を必要とする人たちの相談・支援に当たる地域の奉仕者で、市内に平成27年3月現在で〇〇人います。

また、児童福祉法により児童委員を兼務しており、その中には児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。

必要に応じ地域住民の生活状況を適切に把握し、心配ごとの相談対応、福祉に関する相談や助言・支援、関係する行政機関や施設との連絡・調整など、それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。

また、本市では民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを目的として、平成26年7月より民生委員活動を補佐する協力員を配置する制度を開始しました。

民生委員は、地域住民の福祉の増進を図る中心的な担い手として、ますますその活動が期待されます。

⑤ 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年問題関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進していくことを目指して作られた組織で、中学校区ごとに設置されています。

各中学校区の育成委員会は、青少年相談員、民生委員児童委員、PTA、女性団体、保護司などの団体等から選出された約60名の委員で構成され、市長が2年任期で委嘱しています。

主な活動として、青少年の健全育成啓発、健全な環境づくり、体育やレクリエーション、青少年の福祉増進などの活動を実施しており、地域の学校・家庭・関係機関及び団体が一体となり、青少年を取りまく社会環境の浄化や、青少年の健全育成を図るため様々な活動を展開しています。

⑥ 子ども会

子ども会は、地域に在住する主に幼児から中学校までの子どもを対象に構成された組織で、子どもたちが、学校生活を離れた地域での「遊び集団」として仲間意識を深め、人として必要な思いやりや社会のルール、知識、態度などを学びます。

子ども会では、保護者や育成者、リーダーが、健全な娯楽や遊び、レクリエーション、スポーツ、文化活動、学習、創作、社会奉仕などの自主的集団活動を企画・開催し、子どもの地域生活の充実と豊かな成長・発達に取り組んでいます。

また、千葉市子ども会育成連絡会、地区子ども会育成連絡会が、単位子ども会の指導・育成、各種行事開催、育成者、指導者の研修・育成などを実施しており、子ども会同士の連携促進や子ども会の活動の発展を支援しています。

平成27年〇月現在、市内に子ども会は〇〇団体あり、少子高齢化や環境、家族形態の変化により子育てのしにくい近年において、地域の子ども会には大きな役割が期待されます。

⑦ 老人クラブ

老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

平成27年3月現在で、市内に〇〇の老人クラブがあり、その連合組織である千葉市老人クラブ連合会は、平成7年に法人格を取得、平成25年には一般社団法人に移行しました。

老人クラブは、「趣味・文化・芸能などのサークル活動」、「健康づくり、各種シニアスポーツ活動」、「在宅福祉を支える友愛活動」、「地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動」など、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っており、地域社会の福祉活動の担い手となることが期待されています。

⑧ 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

赤十字思想の普及や社資の募集、災害救護、救急法・水上安全法・健康生活支援講習等の普及、献血推進など赤十字事業の推進にあたりとともに、地域の状況に応じて高齢者福祉および障害者福祉などの活動も行っています。

平成27年3月現在で市内に〇〇分団あり、明るく住みよい地域社会を創るために幅広い活動を展開しています。

⑨ NPO

NPOは‘Nonprofit Organization’の略で、一般的には「民間非営利組織」と訳されます。

そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づいて、法人格を取得した団体をNPO法人と言い、原則として「民間非営利」であることのほか、「自発的」で「公益的」な活動を行っています。

行政や企業では対応することが難しい地域の課題に対し、民間の柔軟性と自発性を活かし解決に当たるなど、行政とともに公益性を担う役割があります。

福祉分野では、外出支援、家事手伝い、生きがいづくり、健康づくり、地域行事の開催など様々な活動を行っているほか、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など、広範な分野で社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たしています。

⑩ ボランティア

ボランティア活動は、自らの自発的・主体的な意思によって社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識を提供する活動のことです。

家庭や地域の相互扶助機能が低下する中においては、ボランティア活動は全ての市民が支え合うまちづくりを推進する核となります。

とりわけ、定年を迎えた人がその豊富な経験、知識、能力をボランティア活動に活かすことは、その人自身に生きがいや喜びをもたらすほか、活力ある地域づくりにも大きな力を発揮します。

内容は、食事サービス・外出介助などの福祉活動、子育て支援などの子どもの健全育成活動、公民館・学校などでの教育活動、文化・芸術・スポーツの振興活動、交通安全・防犯・防災活動、環境美化・自然保護活動、外国人との交流・支援活動など非常に多種多様な活動があります。

市社協が運営している千葉市ボランティアセンターでは、主に福祉分野における市民のボランティアの登録受付やコーディネート、ボランティアの指導者育成、入門講座など、地域におけるボランティア活動の促進・支援を行っており、平成27年〇月現在で〇〇〇〇人がボランティア登録しています。

また、福祉以外の分野においても、千葉市民活動支援センター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市国際交流協会などが、ボランティア活動をしやすい環境づくりやサポート体制の整備に取り組んでいます。

⑪ 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。

平成27年〇月現在、本市では〇〇名の保護司が活動しており、また、保護司活動が円滑に行われるよう区ごとに6つの保護司会が組織されています。

その主な職務は、保護観察を受けている少年や大人の指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整を行う環境調整、犯罪予防活動などですが、近年では、学校と連携した分野にも活動の範囲を広げるなど活躍しています。

このような更生保護活動を通じ、地域の保護司は、犯罪のない明るい地域社会づくりへ向けて日々活発に活動しています。

⑫ 社会福祉事業者

社会福祉事業者は、幅広い社会福祉の専門機能と専門的なマンパワーを有しています。

各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、地域住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、体験学習やボランティアの受入れなどを通して、地域の福祉サービスの担い手としての役割が期待されます。

(2) 第2期千葉市地域福祉計画（平成23～26年度）の推進状況と今後の課題

① 計画に定める施策の実施状況

第2期千葉市地域福祉計画では、5つの基本テーマを具体化するため、合計で107の施策を定めましたが、その実施状況は次のとおりとなっています。

基本テーマ	取組項目	実施	未実施
1 情報提供・相談体制 (計19事業)	① 情報・サービス提供方法の充実(6事業)		
	② 相談体制の充実(13事業)		
2 居場所の確保・社会参加 (計26事業)	③ 居場所・交流の場づくり(19事業)		
	④ 社会参加の機会促進(7事業)		
3 支え合いの仕組みづくり (計27事業)	⑤ ネットワークの充実(17事業)		
	⑥ 防犯体制の充実・安全確保(6事業)		
	⑦ 防災体制の強化・支援(4事業)		
4 意識啓発・人材育成 (計19事業)	⑧ 福祉への意識を高める(8事業)		
	⑨ 担い手の確保(11事業)		
5 基盤づくり (計16事業)	⑩ 福祉基盤の整備・活用(3事業)		
	⑪ 各区地域福祉計画推進のための支援(13事業)		
合計 107事業	—		

② 実施された主な施策

③ 今後の課題

(3) 第2期区地域福祉計画（平成23～26年度）の推進状況と今後の課題

本市では、地域の課題を解決するために自助・共助による方策や具体的な取組みを定めた区地域福祉計画を策定し、その推進に努めてきました。

また、地域住民、地域福祉活動者、社会福祉事業者などを委員構成とする区地域福祉計画推進協議会を各区に設置し、議論や意見交換を通じて成果事例の共有、生活課題の把握などに努め、地域住民が主体となって計画を推進してきました。

第2期計画までの取組みの推進状況と今後の課題について、区地域福祉計画推進協議会が中心となり検証した結果は、次のとおりとなっています。

第2期中央区地域福祉計画

【取組みの推進状況】

重点項目	主な成果

【今後の課題】

第 2 期花見川区地域福祉計画

【取組みの推進状況】

重点項目	主な成果

【今後の課題】

第 2 期稲毛区地域福祉計画

【取組みの推進状況】

重点項目	主な成果

【今後の課題】

第 2 期若葉区地域福祉計画

【取組みの推進状況】

重点項目	主な成果

【今後の課題】

第 2 期緑区地域福祉計画

【取組みの推進状況】

重点項目	主な成果

【今後の課題】

第 2 期美浜区地域福祉計画

【取組みの推進状況】

重点項目	主な成果

【今後の課題】

— 第3章 千葉市〇〇プランの概要 —

1 千葉市〇〇プランの基本的な考え方

本市の中長期的な市政運営の基本方針である千葉市新基本計画（平成24～33年度）では、「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」がまちづくりの方向性の一つとして示されるとともに、その施策の柱の一つに「ともに支えあう地域福祉社会を創る」が掲げられています。

また、第2次実施計画（平成27～29年度）においては、新基本計画に示す方向性に沿った優先的に取り組む具体的な施策が総合的に示されています。

このことを踏まえ、千葉市〇〇プランにおいては「ともに支えあう地域福祉社会を創る」を基本目標に設定するとともに、千葉市新基本計画の理念や方向性の実現、第2次実施計画との整合を念頭に置きながら、地域住民、地域団体、行政などが連携・協力して支え合いの仕組みづくりを進めていき、すべての市民が地域で安心して生活し続けられる地域社会の実現を目指します。

2 千葉市〇〇プランの特徴

- (1) 市民に「支え合い」「助け合い」「市民主体のまちづくり」などのイメージが伝わり、広く親しみを持って関わってもらえる計画になるよう、タイトルを「千葉市〇〇プラン」としました。
- (2) 第4章で市の取組み（公助の取組み）、第5章で地域の取組み（自助・共助の取組み）を定め、地域住民等と市がそれぞれの特性を活かした役割分担を果たしながら、連携・協力してプランを推進することとしました。
- (3) 自助・共助に関する取組みを9つのテーマに分類し、第6章において、それぞれのテーマごとに地域住民（自助・共助）、市（公助）、千葉市社会福祉協議会の3者の取組みを関連付けて整理しました。
- (4) 区〇〇プランの重点取組項目を地区部会のエリア単位で設定し、その地域の生活課題の解決に向けた活動について、地域で考え地域で取組む仕組みにしました。

3 施策の体系

千葉市〇〇プランでは、地域福祉を推進する活動主体により取組みの体系を2つに区分しています。

保健福祉分野とそれに関連する行政施策を定めた「市の取組み(公助の取組み)」と、地域住民の参加と連携により、地域福祉に関する活動を推進・実践する「地域の取組み(自助・共助の取組み)」に区分されます。

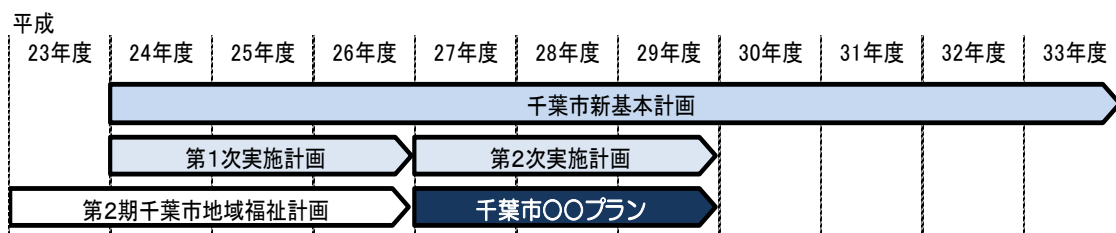
市の取組みは、社会福祉法第107条の規定により市町村地域福祉計画に定めるべきとされている事項を、7つの施策の方向性に分けて整理しました。

また、地域の取組みは、各区の地域住民等が主体となって定めたもので、区〇〇プランとして位置付けられます。

基本 目標	区分	施策の方向性	取組項目
と も に 支 え あ う 地 域 福 祉 社 会 を 創 る	市の取組み (公助の取組み)	1 利用しやすいサービスの実現	(1) 情報提供の充実
			(2) 相談や苦情の受付体制の充実
			(3) サービスの質向上と提供体制の充実
		2 暮らしを守る取組み	(4) 人権を尊重する取組み
			(5) 要援護者への支援
			(6) 生活困窮者への支援
		3 民間との連携協働と活動支援	(7) 民間との連携とコミュニティ ビジネス促進
			(8) 社会福祉協議会の活動支援
		4 交流の機会創出と社会参加の促進	(9) 交流の機会創出と社会参加の促進
			(10) 健康づくり
		5 支え合いの仕組みづくり	(11) 相談体制と情報提供の充実
			(12) 要支援者を支える仕組みづくりと 地域団体の活性化
			(13) 見守り体制の構築
			(14) 防犯に対する取組み
			(15) 防災に対する取組み
		6 福祉教育と人材育成	(16) 福祉教育・啓発
		7 暮らしやすい環境づくり	(17) 人材確保とボランティア活動の促進
			(18) まちの基盤整備
	(自助・共助の取組み) 地域の取組み	1 中央区の取組み (中央区〇〇プラン)	
		2 花見川区の取組み (花見川区〇〇プラン)	
		3 稲毛区の取組み (稲毛区〇〇プラン)	
		4 若葉区の取組み (若葉区〇〇プラン)	
		5 緑区の取組み (緑区〇〇プラン)	
		6 美浜区の取組み (美浜区〇〇プラン)	

4 計画期間

上位計画である第2次実施計画との整合を図り、計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。



5 計画策定の経緯

社会福祉法では、市町村地域福祉計画の策定・実行にあたって、地域住民の意見を反映する措置を講じるよう求めており、住民参加の考え方に基づくところに計画の大きな特徴があります。

千葉市〇〇プランの策定にあたっては、社会福祉審議会地域福祉専門分科会で全体の審議を行うとともに、各区の地域福祉計画推進協議会において区計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しました。

また、市民説明会やパブリックコメントなどによる意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めました。

年月	実施内容
平成26年2月	平成25年度第1回地域福祉専門分科会 ・第3期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）について ・第3期千葉市地域福祉計画の骨子（案）について
3月	平成25年度第2回地域福祉専門分科会 ・第3期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）について ・第3期千葉市地域福祉計画の骨子（案）について
6月	平成26年度第1回地域福祉専門分科会 ・第3期千葉市地域福祉計画の素案について
8月	インターネットモニターアンケート調査実施
11月	市民説明会開催
12月	平成26年度第2回地域福祉専門分科会 ・第3期千葉市地域福祉計画原案について
平成27年1月	パブリックコメント手続きによる意見聴取
3月	平成26年度第3回地域福祉専門分科会 ・第3期千葉市地域福祉計画の決定について

各区地域福祉計画推進協議会
・区計画の策定について

－ 第4章 市の取組み（公助の取組み） －

1 利用しやすいサービスの実現

（１）情報提供の充実

行政サービスに関する多くの情報は、市政だよりや各種広報紙、インターネットなどを通して提供されていますが、利用者の多様化・複雑化するニーズに対応するためには、サービスを比較し自分に合うサービスを選択できるような情報提供の充実と工夫が求められます。

保健、福祉、医療など地域で安心して生活するために必要な情報を集約する仕組みや、市民ニーズに的確に対応し最適なサービス利用に結びつけることができる情報提供の仕組みなどを充実させます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
1			
2			
3			

（２）相談や苦情の受付体制の充実

保健福祉サービスの利用者は、自身の生活ニーズを満たすサービスを自ら選択することが必要ですが、利用者の中にはサービスの内容への理解が不十分でない人や、納得できるサービスを受けられない人もいます。

このため、きめ細かい相談や苦情に対応する体制の充実を図り、適切なサービスの利用を推進します。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(3) サービスの質向上と提供体制の充実

行政機関をはじめ、民間福祉事業者、NPO、社会福祉協議会など、地域においては様々な保健福祉サービスが提供されています。

また、社会情勢が変化し、生活課題やニーズが多様化、複雑化、高度化していることより、保健福祉関係者には、これまで以上に幅広い知識や専門的技術などの力量が求められています。

このため、保健福祉関係者の資質向上や総合的なサービス提供の推進など、保健福祉サービスの質と量の確保に努め、安心して利用できる保健福祉サービスの提供に取り組めます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

2 くらしを守る取組み

(4) 人権を尊重する取組み

地域における支え合いは、お互いの人権を尊重することが基本的な考え方となることから、認知症高齢者、障害者、虐待の被害者、ホームレスなど、問題を抱えている人たちを含め、あらゆる人が人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けられる状態にあることが必要です。

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活が続けることができるよう、人権を守る仕組みを充実させ、保健福祉サービスを円滑に利用するための体制整備や緊急時の対応機能の強化などを推進します。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(5) 要援護者への支援

近隣住民同士の交流の減少などが見られる近年において、すべての人が地域で安心して生活していくためには、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など支援を必要とする人を発見・把握し、市と地域全体との連携により、生活課題を解決していく支援体制の充実が求められます。

日常的に支援を必要とする人が社会的に孤立しないよう、要支援者を発見する機能を充実させるとともに、要支援者を支援する体制を整備します。

また、高齢者や障害者など、災害時において支援が必要となる人を特定し、迅速に安否確認を行い、必要な支援を的確に実施する体制の構築に取り組んでいきます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(6) 生活困窮者への支援

近年の景気低迷や雇用情勢の変化などにより、経済的に困窮する人や生活保護受給者が増加していますが、中には様々な理由により生活保護や各種福祉サービスなどの既存の制度を利用できず、制度の狭間で生活困窮に陥っている人がいます。

また、このような人は単に経済的な困窮に陥っているだけではなく、家庭や生活の中で様々な問題を抱え、地域で孤立している可能性もあります。

このため、生活全般にわたり困難な状況にある人に対し相談支援体制を構築するとともに、地域の様々な機関や社会資源と連携し、困窮状態から早期に脱出できるように支援に取り組みます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

3 民間との連携協働と活動支援

(7) 民間との連携とコミュニティビジネスの促進

複雑多様化した生活課題を解決するためには、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興と参入の促進、新たな地域資源の開発等が必要です。

民間の専門性や柔軟性を活かした取組みが地域において実施されるよう、大学や民間企業等の取組みを支援するとともに、市との連携・協働を働きかけていきます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(8) 千葉市社会福祉協議会への活動支援

千葉市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により地域福祉の推進を目的とする民間団体として位置付けられています。

本プランにおいても、各種の福祉サービスを提供する主体として、あるいは地域の活動を育成し調整する主体として、広範な分野で大きな役割を担うことが期待されます。

市は市社協の活動を支援するとともに市社協と連携を図ることにより、本プランに基づく取組みを推進していきます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

4 交流の機会創出と社会参加の促進

(9) 交流の機会創出と社会参加の促進（取組みテーマ①）

ひとり暮らし高齢者や子育て中の親など、地域で孤立しがちな人たちを含めて、様々な世代の人が参加し、交流する機会を作っていくことが求められています。

また、定年を迎えた人がこれまでの経験や技術を活かして、ボランティア活動や地域の活動に参加することが期待されています。

さらに、障害者やひとり親などについて、雇用やイベント等への参加の機会を確保し、自立と社会参加の機会を増やすことが必要です。

このため、地域で生活する人同士が、様々な交流の機会を持つことができるよう、地域で気軽に参加できる交流の場づくり、仲間づくりができるイベントなどを充実するとともに、障害者やひとり親の就労など社会参加への機会づくりに努めます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(10) 健康づくり（取組みテーマ②）

「健やか未来都市ちばプラン」においては、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取組むこと、また、みんなで支え合う地域社会を育み健康づくりの輪を広げること、などが基本目標として掲げられています。

地域住民が自主的・主体的に健康づくりに取り組むよう、地域と市が連携し健康づくり情報の発信や健康づくり活動への支援を行います。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

5 支え合いの仕組みづくり

(11) 相談体制と情報提供の充実（取組みテーマ③）

日常生活に課題を抱える高齢者や障害者などが住み慣れた地域で生活していくには、ちょっとした困りごとなどを身近な地域で相談できることが重要です。

また、地域福祉の取組みが全市的に発展していくためには、関係する情報を共有する仕組みを作り、地域の取組みの活性化や新たな担い手の発掘などに努めていくことが必要です。

このため、地域において身近な相談内容を受け止め、必要に応じて適切な相談機関へつなげる体制を推進するとともに、区〇〇プランに基づく地域の取組みが推進されるよう、地域福祉に関する情報提供の充実に努めていきます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(12) 要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化（取組みテーマ④）

地域では、町内自治会、社協地区部会、民生委員、ボランティア等、様々な団体が公的サービスのみでは十分に対応することができない、多様な日常生活課題に対する支援を行っており、地域で安心した生活を送るためには欠かせない存在になっています。

地域住民一人ひとりの生活を支えるためには、複数のニーズに適切に対応する必要があることから、様々な地域福祉活動や活動主体のネットワークを充実・強化するとともに、各種の地域福祉活動の活性化を図ります。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(13) 見守り体制の構築（取組みテーマ⑤）

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭をはじめ、日常生活に様々な問題を抱えている人が増加しており、身近な地域での見守り体制の充実がより一層重要な課題となっています。

見守り活動や安否確認活動は、地域で取組む支え合い活動の中でも基礎的な活動であることから、これらの活動が全市的に発展・充実していくよう、地域の団体の活動を支援します。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(14) 防犯に対する取組み（取組みテーマ⑥）

安心で安全な地域社会の実現には、地域住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないように注意するとともに、地域が連携して、犯罪の機会を与えない、犯罪を起こしにくい地域づくりを進めることが大切です。

パトロール活動や子どもの安全確保を図る取組みなど、地域での自主的な防犯体制づくりを支援し、安心して生活できる地域づくりを促進します。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(15) 防災に対する取組み（取組みテーマ⑦）

東日本大震災を教訓として、自助・共助の考え方を基本に地域住民の防災意識を高め、地域における自主的な支援の体制を整備することにより、地域の防災力を向上させることが求められています。

災害時に支援を必要とする人の安全を確保するため、地域住民相互の支え合い・助け合いによる避難支援の仕組みづくりを促進します。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

6 福祉教育と人材育成

(16) 福祉教育・啓発（取組みテーマ⑧）

地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が福祉に対する理解や関心を深め地域福祉活動に参加するよう、さまざまな学習や体験を通して共に支え合う福祉の心を育む必要があります。

地域住民が福祉の知識と実践力を向上させることができるよう、各種研修や学習の機会を充実させるとともに、福祉についての啓発活動を推進していきます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

(17) 人材確保とボランティア活動の促進（取組みテーマ⑨）

地域福祉活動を発展させていくためには、これまで福祉に関心がなかった人や若い世代の参加など、新しい担い手の発掘が必要です。

また、定年を迎えた人が様々な知識・経験を活かして、地域のボランティア活動などに参加することが期待されます。

地域福祉活動の担い手確保やリーダー育成に向け、地域の多様な人・団体等と連携協力して人材確保・育成の仕組みを整えるなど、人づくりに取組みます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

7 くらしやすい環境づくり

(18) まちの基盤整備

高齢者や障害者をはじめ、全ての市民が安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会を作るには、日常生活における自立や社会参加が可能な環境づくりを進める必要があります。

公共施設、道路、公園などのバリアフリー化や交通アクセスの確保など、すべての市民が生活しやすく活動しやすい環境づくりに努めます。

【主な取組み】

No.	事業名	事業内容	担当課

— 第5章 地域の取組み（自助・共助の取組み） —

1 区〇〇プランについて

本市では、地域の課題を解決するために自助・共助による方策や具体的な取組みを定めた区地域福祉計画を策定し、その推進に努めてきました。

区地域福祉計画においては、第1期（平成18～22年度）、第2期（平成23～26年度）と、多くの地域の皆さんの参加を得て、日常生活における生活課題の解決へ向けて取り組んできました。

このたび策定した区〇〇プランは、千葉市〇〇プランの第5章として位置付けられており、今後3年間における住民が主体となった地域の取組み（自助・共助の取組み）が定められています。

区〇〇プランは、第2期計画の基本目標、基本方針などの骨子を概ね継承するとともに、全体構成や重点取組項目の設定方法などを変更し、地域における取組みがより推進されるよう内容の見直しを図りました。

地域においては、できるだけ多くの地域住民や地域団体を巻き込み連携を図るとともに、市や千葉市社会福祉協議会の支援を得ながら「区〇〇プラン」に基づく取組みの推進に努めていきます。

2 計画期間

区〇〇プランの計画期間は、千葉市〇〇プランとの整合を図り、平成27年度から29年度までの3年間とします。

3 区〇〇プランのポイント

- 大枠として第2期区計画の方向性や骨子を継承するとともに、地域の現状やこれまでの取組みの成果、今後の課題などを踏まえ、取組項目等の細部を見直しました。
- 「基本目標（基本理念）」「基本方針」「取組内容一覧」の3本立ての構成とし、地域住民に取組内容が周知されるようシンプルな形態にしました。
- 社協地区部会を中心に、地域住民が地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで3年間で注力して取り組む活動を考え、その地区部会エリアの「重点取組項目」を設定しました。
「重点取組項目」を含めた区〇〇プランの推進については、社協地区部会が中心となり、地域の様々な組織や団体と協力・連携を図りながら取組みを進めます。

第2期区地域福祉計画では、区全体で重点取組項目を定めていましたが、地域によっては実情に沿わない取組みが重点取組項目になっていたため、重点取組項目を定める単位（範囲）をより小さくし、概ね中学校区域に該当する地区部会エリアとしました。

～第3期中央区地域福祉計画～

○○

○○

○○○○○○○○○○

[illegible][illegible]

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○

《基本方針2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[illegible][illegible]

3 取組内容一覧

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

基本的な方向		具体的な取り組み		取組み テーマ
(1)		1		
(2)		2		
			重点取組地区	
		3		
			重点取組地区	

《基本方針2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

基本的な方向		具体的な取り組み		取組み テーマ
(3)		4		
(4)		5		
			重点取組地区	
		6		
		7		
			重点取組地区	

～第3期花見川区地域福祉計画～

○○

○○

○○○○○○○○

[illegible]

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○

《基本方針2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[illegible]

3 取組内容一覧

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

取組みの方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)		1		
				
				
(2)		2		
				
			重点取組地区	
		3		
			重点取組地区	

《基本方針2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

取組みの方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
(3)		4		
				
				
(4)		5		
				
			重点取組地区	
		6		
		7		
			重点取組地区	

～第3期稲毛区地域福祉計画～

○○

○○

○○○○○○○○

[illegible][illegible]

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○

《基本方針2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[illegible]

3 取組内容一覧

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

施策の方向性		具体的な取り組み		取組み テーマ
(1)	・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・	1	・・・・・・・・・・・・・・・・	
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)		2		
		重点取組地区		
		3		
			重点取組地区	

《基本方針2》 ○○○○

施策の方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ
(3)	・・・・・・・・・・	4	・・・・・・・・・・	
	・・・・・・・・・・		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)		5		
		重点取組地区		
		6		
		7		
重点取組地区				

若葉区〇〇プラン（平成２７～２９年度）
～第３期稲毛区地域福祉計画～

1 基本目標

A diagram consisting of three horizontal rows of small circles. The top row contains 20 circles, the middle row contains 20 circles, and the bottom row contains 8 circles. All circles are of the same size and are arranged in a regular grid pattern.

2 仕組み

<<仕組み1>> ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

《仕組み2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



3 取組内容一覧

《仕組み１》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

施策の方向性		具体的な取り組み		取組み テーマ
(1)	・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・	1	・・・・・・・・・・・・・・・・	
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)		2		
		重点取組地区		
		3		
			重点取組地区	

《仕組み2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

施策の方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ
(3)	・・・・・・・・	4	・・・・・・・・	
	・・・・・・・・		・・・・・・・・	
(4)		5		
		重点取組地区		
		6		
		7		
重点取組地区				

緑区〇〇プラン（平成27～29年度） ～第3期緑区地域福祉計画～

1 基本理念

A diagram consisting of three horizontal rows of small circles. The top row contains 20 circles, the middle row contains 20 circles, and the bottom row contains 8 circles. All circles are of the same size and are arranged in a regular grid pattern.

2 基本方針

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

《基本方針2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



3 取組内容一覧

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

取組み名		実施内容＝解決策		取組み テーマ
(1)		1		
				
				
(2)		2		
				
		3	重点取組地区	
				

《基本方針2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

取組み名		実施内容＝解決策		取組み テーマ
(3)		4		
				
				
(4)		5		
				
		6	重点取組地区	
				
		7		
			重点取組地区	

美浜区〇〇プラン（平成２７～２９年度） ～第３期美浜区地域福祉計画～

1 基本目標

A diagram consisting of three horizontal rows of small circles. The top row contains 20 circles, the middle row contains 20 circles, and the bottom row contains 8 circles. All circles are of the same size and are arranged in a regular grid pattern.

2 基本方針

A grid of 30 empty circles arranged in 3 rows and 10 columns.

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

《基本方針2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

A grid consisting of two rows of 20 circles each, totaling 40 circles. The circles are arranged in a rectangular pattern, with 10 circles in each of the four quadrants.



3 取組内容一覧

《基本方針1》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

施策の方向性		取組み		取組み テーマ
(1)		1		
(2)		2		
			重点取組地区	
		3		
			重点取組地区	

《基本方針2》 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

施策の方向性		取組み		取組み テーマ
(3)		4		
(4)		5		
			重点取組地区	
		6		
		7		
			重点取組地区	

－ 第6章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策 －

「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合う地域社会を作るには、市民と行政が共通認識・共通目標を持ち、それぞれの特性を生かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。

本プランでは、「自助・共助」を実施する主体として地域住民・団体等を、「自助・共助」を支援する主体として市を、「自助・共助」を支援するとともに「共助」を実施する主体として千葉市社会福祉協議会を、それぞれ位置付けています。

また、「自助・共助」の取組みとそれらを支援する取組みを、内容の種別や重要性・必要性などを考慮して9つのテーマに分類・整理しました。

この9つのテーマは、「第4章 市の取組み（公助の取組み）」と「第5章 地域の取組み（自助・共助の取組み）」で共通に使われています。

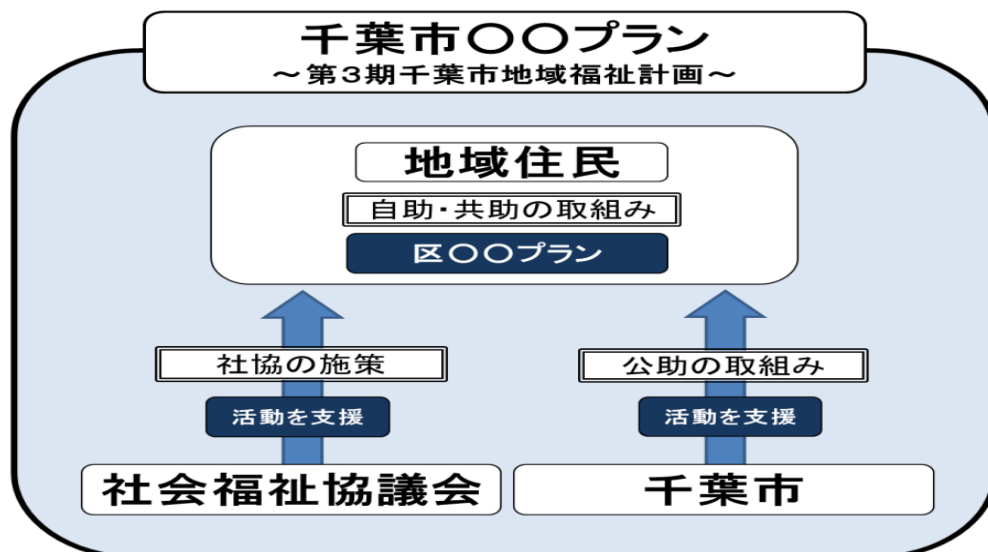
この章では、自助・共助・公助と市社協の施策がどのように連携して地域福祉を推進していくのかを示すため、それぞれのテーマごとに3者の取組みの関係を整理しています。

【9の取組みテーマ】

地域で必要と考えられる自助・共助に関する取組みを、9のテーマに分類・整理

- ① 交流の機会創出と社会参加の促進
- ② 健康づくり
- ③ 相談体制と情報提供の充実
- ④ 要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化
- ⑤ 見守り体制の構築
- ⑥ 防犯に対する取組み
- ⑦ 防災に対する取組み
- ⑧ 福祉教育・啓発
- ⑨ 人材確保とボランティア活動の促進

【自助・共助・公助・社協の施策の関係（イメージ）】



【取組みテーマ①】 交流の機会創出と社会参加の促進

[illegible]

【取組みテーマ②】 健康づくり

	取組み内容
中央区	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 重点取組地区 ・ ○○地区部会 ・ △△地区部会 ・ □□地区部会
花見川区	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 重点取組地区 ・ ●●地区部会 ・ ▲▲地区部会
稲毛区	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 重点取組地区 ・ ■■地区部会 ・ ☆☆地区部会 ・ ◎◎地区部会
若葉区	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 重点取組地区 ・ ○■地区部会 ・ ■△地区部会 ・ □★地区部会 ・ ◇■地区部会 ・ ■▼地区部会 ・ □○地区部会
緑区	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 重点取組地区 ・ ○★地区部会 ・ ▼△地区部会 ・ ▽□地区部会 ・ ○☆地区部会 ・ ☆△地区部会
美浜区	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 重点取組地区 ・ ○○地区部会 ・ △△地区部会 ・ □□地区部会 ・ ○▼地区部会
社会福祉協議会	【○○○○事業】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○
市	【○○○○事業】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○

【取組みテーマ③】 相談体制と情報提供の充実

取組み内容	
中央区	重点取組地区 ・〇〇地区部会 ・△△地区部会 ・□□地区部会
花見川区	重点取組地区 ・●●地区部会 ・▲▲地区部会
稲毛区	重点取組地区 ・■ ■地区部会 ・☆☆地区部会 ・◎◎地区部会
若葉区	重点取組地区 ・○■地区部会 ・■△地区部会 ・□★地区部会 ・◇■地区部会 ・■▼地区部会 ・□○地区部会
緑区	重点取組地区 ・○★地区部会 ・▼△地区部会 ・▽□地区部会 ・○☆地区部会 ・☆△地区部会
美浜区	重点取組地区 ・〇〇地区部会 ・△△地区部会 ・□□地区部会 ・○▼地区部会
社会福祉協議会	重点取組地区 ・〇〇〇〇地区部会 ・△△△△地区部会 ・□□□□地区部会 ・○▼地区部会
市	重点取組地区 ・〇〇〇〇地区部会 ・△△△△地区部会 ・□□□□地区部会 ・○▼地区部会

【取組みテーマ④】 要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化

[illegible]

【取組みテーマ⑤】 見守り体制の構築

[illegible]

【取組みテーマ⑥】 防犯に対する取組み

取組み内容	
中央区	重点取組地区 ・〇〇地区部会 ・△△地区部会 ・□□地区部会
花見川区	重点取組地区 ・●●地区部会 ・▲▲地区部会
稲毛区	重点取組地区 ・■ ■地区部会 ・☆☆地区部会 ・◎◎地区部会
若葉区	重点取組地区 ・○■地区部会 ・■△地区部会 ・□★地区部会 ・◇■地区部会 ・■▼地区部会 ・□○地区部会
緑区	重点取組地区 ・○★地区部会 ・▼△地区部会 ・▽□地区部会 ・○☆地区部会 ・☆△地区部会
美浜区	重点取組地区 ・〇〇地区部会 ・△△地区部会 ・□□地区部会 ・○▼地区部会
社会福祉協議会	重点取組地区 ・〇〇〇〇地区部会 ・△△△△地区部会 ・□□□□地区部会 ・○▼地区部会
市	重点取組地区 ・〇〇〇〇地区部会 ・△△△△地区部会 ・□□□□地区部会 ・○▼地区部会

【取組みテーマ⑦】 防災に対する取組み

取組み内容	
中央区	重点取組地区 ・〇〇地区部会 ・△△地区部会 ・□□地区部会
花見川区	重点取組地区 ・●●地区部会 ・▲▲地区部会
稲毛区	重点取組地区 ・■ ■地区部会 ・☆☆地区部会 ・◎◎地区部会
若葉区	重点取組地区 ・○■地区部会 ・■△地区部会 ・□★地区部会 ・◇■地区部会 ・■▼地区部会 ・□○地区部会
緑区	重点取組地区 ・○★地区部会 ・▼△地区部会 ・▽□地区部会 ・○☆地区部会 ・☆△地区部会
美浜区	重点取組地区 ・〇〇地区部会 ・△△地区部会 ・□□地区部会 ・○▼地区部会
社会福祉協議会	重点取組地区 ・〇〇〇〇地区部会
市	重点取組地区 ・〇〇〇〇地区部会

【取組みテーマ⑧】 福祉教育・啓発

[illegible]

【取組みテーマ⑨】 人材確保とボランティア活動の促進

[illegible]

－ 第7章 千葉市〇〇プランの推進に向けて －

1 プランの推進体制

(1) 地域の体制

区〇〇プランについては、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、その地域の中核的組織として取組みを進めます。

町内自治会、民生委員、ボランティア、NPO、社会福祉事業者など、地域の担い手となる様々な組織や団体が連携・協力を図りながら、それぞれ地域の実情に応じた活動を行うとともに、地区部会がエリア内の活動状況の把握や各団体等との調整を図りながら、重点取組項目を推進していきます。

(2) 市の体制

福祉・保健など対象者別の個別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本プランを推進していきます。

また、本プランにおいては、地域の取組み（区〇〇プラン）の支援が市の役割として位置付けられており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所、保健福祉センター）が中心となり、社会福祉協議会区事務所と連携して、区〇〇プラン推進協議会の開催や地域活動に対する助言・相談対応などを実施します。

(3) 千葉市社会福祉協議会との連携

千葉市社会福祉協議会は、本市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、社協地区部会・ボランティア団体等の活動を育成、調整する主体として、重要な役割を果たしています。

本プランにおいても、市と市社協は共に区〇〇プラン（地域の取組み）を支援する主体として位置付けられていることから、両者が連携して地域福祉の充実に取り組んでいく必要があります。

市は、市社協が今後も幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるよう支援するとともに、本プランと地域福祉活動計画を連携させ、事業や施策の検討・推進について協働で取り組みます。

(4) 社会福祉審議会地域福祉専門分科会

各分野の活動関係者及び学識経験者等で委員が構成されている附属機関で、千葉市〇〇プランの趣旨を踏まえ、地域に関わる様々な人の意見を反映させながらプランの推進を図るとともに、進捗状況や評価についての検討・審議を行います。

(5) 区〇〇プラン推進協議会

区〇〇プランの推進を目的として、情報交換や意見交換を通じ成果事例の共有や生活課題の把握、プラン進捗の検証などを行う合議体です。

計画名が変更になったことに伴い、「区地域福祉計画推進協議会」の名称を変更しました。

地域住民、地域福祉活動者、社会福祉事業者等で委員構成されており、主に次に掲げる事項を所掌します。

- ① 区〇〇プランに関する広報
- ② 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- ③ 区〇〇プランに位置付けられている活動の推進状況の確認

2 プランの推進状況の検証

- このプランの策定趣旨を踏まえ、地域に関わる様々な皆さんの意見を反映させながらプランを推進するため、社会福祉専門分科会地域福祉専門分科会と各区〇〇プラン推進協議会において、それぞれプランの進捗管理及び評価を行います。
- 「第4章 市の取組み（公助の取組み）」の施策については、毎年度ごとに実施状況を地域福祉専門分科会へ報告し、成果と課題について検証します。
- 「第5章 地域の取組み（自助・共助の取組み）」の取組みについては、毎年度ごとに実施状況を各区〇〇プラン推進協議会へ報告し、成果と課題について検証します。